

第9期四国中央市自立支援協議会 第4回会議 議事録

開催日時	2025年2月27日(木) 19:00～20:05
開催場所	四国中央市福祉会館4階 多目的ホール
参加者 (敬称略)	大西 史郎、星川 隆志、藤原 夕紀、脇 研二、高橋 惇、野本 知津子、 合田 真由美、青木 悠、井原 佳代、大西 慶治、大道 誠子、 山内 紀子、原 喜代佳、藤原 卓也、上原 ひとみ 以上委員15名(委員17名のうち) 細川 哲郎(福祉部長) オブザーバー
傍聴人	0名
事務局	越智 寛 生活福祉課：星川 貴宏、飛鷹 彩奈 発達支援課：河村 正志、河村 清児

協議内容

1. 開会

(事務局)

ただ今から第9期四国中央市自立支援協議会第4回会議を開催します。本日の開催時間は、19時00分から20時30分までを予定しております。本日の委員の出席状況を確認します。委員総数17名のうち、現在の出席委員は15名であります。委員の過半数の出席を得ておりますので、四国中央市自立支援協議会条例第6条第2項の規定により会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。なお、会議は「審議会等の運営に関する指針」により、原則公開となっております。議事録作成のために録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

また、会議の公開は審議会等の傍聴及び会議録の公開等の方法によることとなり、傍聴者の受付を行ったところ傍聴者は0名であることをご報告いたします。

それでは、開会にあたり、大西会長がご挨拶申し上げます。

(大西会長)

本日はお忙しいところ、自立支援協議会にご出席いただきありがとうございます。

先週末の寒波から今週は暖くなる予報となっており、春が近づいているのかなと思っております。皆様におかれましては、来年度に向けた準備にお忙しくされていることと思います。

先週自分が体験した内容を紹介しますが、兵庫県に行った際に電車を利用したのですが、私は満席で立っておりましたところ、着席していた若い外国人の方が、私の近くで立っていた若い少年に席を譲られました。後から気づいたのですが、その若い少年が身につけていたリュックにはヘルプマークがつけられていました。サポート部会においてもヘルプマークの啓発に取り組んでいただいておりますが、このような光景が日常的になってくることが、優しい社会につながってくるものと思いますので、本協議会におけ

る活動を継続していきたいと思えます。

それでは、本日の自立支援協議会を進めていきたいと思えますので、ご協力よろしくお願いいたします。

(事務局)

大西会長、ありがとうございます。

それでは配布資料の確認について、ご協力をお願いします。

続きまして議事に入って行きたいと思えます。

自立支援協議会条例第6条により本会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行を会長にお願いいたします。

2. 議事

【報告事項】

①第9期自立支援協議会 連絡会・各専門部会活動報告

(議長)

それでは、次第の議事に基づいて進行させていただきます。

まず、議事の報告事項①第9期自立支援協議会 連絡会・各専門部会の活動報告を連絡会会長及び各専門部会部会長からお願いします。

それでは、資源開発部会からお願いします。

①資源開発部会（部会長：藤原）資料P17

部会の開催状況につきましては、月に1回開催するとともに、9月以降は部会を2グループに分け、それぞれの打ち合わせを行っております。

活動内容につきましては、障がい児者等のニーズの的確な把握のため、市内の障がい児者に対する福祉サービス事業所83カ所で働く支援者を対象としたアンケート調査を実施しました。アンケート形式は、QRコードを用いてインターネット上で回答いただく形式とし、207名の方から回答をいただきました。回答の概要につきましては、本日配布しております資料をご覧ください。地域課題としては、人材確保や育成、生活介護やショートステイ等のサービス不足等が挙げられ、事業所課題としては、人材育成・資質向上のための研修機会の提供やサービスの向上、家族支援や他機関との連携が挙げられ、また事業所として、休日や平日の提供時間の拡大が求められているが、現状対応が難しいことが課題として挙げられています。内容の詳細につきましては、次回の本会で報告できればと考えております。

また、当事者及び家族に対するアンケート調査については、前述したアンケートの結果を踏まえて内容を再検討するため、来年度に実施することとしました。

次に取り組むべき検討事項として、ポータルサイト「しこちゅ～福祉ナビ」の周知拡大等の運営については、現在常任委員会で検討を行っております。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、権利擁護部会をお願いします。

②権利擁護部会（部会長：脇）資料P18

部会の開催状況は概ね月1回開催しております。

活動内容で新たに報告するものとして、サポート部会と合同開催による障がい者支援者研修会を令和6年12月6日に福祉会館で開催しました。当部会として、研修会の話題提供を担当し、「成年後見って何ぞ?!」～今さら聞けない成年後見制度～と題し、親亡き後について悩んでいる保護者が相談を行い、最終的に成年後見制度の利用に結びつくといった内容で、スライドを用いたストーリー仕立ての寸劇を含んだ講演を行いました。その後の座談交流会では、成年後見制度利用のタイミングや、使い勝手が良くないといったご意見も多数あったかと思えます。

また、成年後見制度については、市が実施している出前講座がありますが、権利擁護部会として少し趣を変えた出前講座や相談会の開催に向けた情報収集を行っております。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、サポート部会をお願いします。

③サポート部会（部会長：高橋）資料P19～20

部会開催は月1回の開催です。

活動内容として、障がい者等に寄り添う支援体制の強化として、児童・教育・障がい福祉・医療・介護等支援者の連携強化を目的に支援者研修会を令和6年12月6日に権利擁護部会と合同で開催しました。実績報告については資料P20をご覧ください。総数90名の方にご参加いただき、権利擁護部会の講演後、座談交流会を通じて顔の見える関係づくりや情報共有が図られました。

次に共生社会の実現に向けた障がいへの理解促進及び支援体制づくりとして、①有志部会員によるデマンドタクシーの利用体験、②防災まちづくり推進課との協議、③支援者研修会グループワークからの今後の協議検討課題抽出に取り組んでいくこととしております。

なお、本会冒頭の会長からのご挨拶にありましたヘルプマークの啓発についても、前期に作成したチラシを用いて引き続き啓発していきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、こども部会をお願いします。

④こども部会（部会長：野本）資料P21～22

部会開催は月1回の開催です。

活動内容につきましては、障がい児支援従事者の育成を目的とした研修会を実施しており、前回報告後、第3回を令和6年11月22日に部会員：野村を講師としてふれあい交流センターで開催し、計97名の参加をいただきました。第4回は令和7年2月7日に部会員：篠原を講師として福祉会館で開催し、計90名の参加をいただきました。

今後につきましては、令和7年3月7日に第5回となる研修会を予定しておりますが、講演会形式ではなく、シンポジウム形式として、部会員がそれぞれの意見を言える形にしたいと考えています。

それ以外にも、来年度に研修会を継続する検討や、他の連絡会等との連携方法の検討、障がい児入所施設への助言等を行っていくこととしています。

（議長）

ありがとうございました。

続きまして、相談支援専門員連絡会をお願いします。

⑤相談支援専門員連絡会（連絡会長：合田）資料P23

開催状況は毎月1回開催しています。

活動内容は、①市内相談支援専門員と基幹相談支援センター、市児童発達支援センターの活動状況や情報の共有。近況報告から見える地域課題の抽出・共有を行っており、今後連絡会として課題を発信できるように考えています。②各専門部会・部会員から活動状況について情報共有をしております。③社会資源の周知や普及啓発活動として、発行を検討しておりました障がい福祉事業所マップについて、予算面等で各部会の皆様からご協力いただき最新版を発行できる予定となりました。このマップは事業所の名称や連絡先、位置図、しこちゅ～福祉ナビのQRコード等が記載されております。次回の本会で皆様にお示しできるよう作成に努めます。④医療的ケア児支援体制整備事業への協力・推進として参画しております。

今後の予定につきましては、引き続き介護保険への移行・障がい福祉サービスの適用に向けた介護支援専門員との連携や、令和7年度福祉なんでも相談会開催等に取り組んでまいります。

【質疑応答・意見交換】

（議長）

ありがとうございました。これまでの報告を受けて委員の皆様方から、ご質問はございますか。

無いようですので、以上で連絡会、各専門部会の活動報告を終わります。

【協議事項】

①令和7年度優先調達（案）

（議長）

続きまして、協議事項①令和7年度優先調達（案）について事務局より説明を求めます。

（事務局：星川）資料P24～28

令和7年度 四国中央市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針についてご説明します。資料につきましましては、24ページをご覧ください。

この方針は、優先調達推進法の規定に基づき、地方公共団体等の公的機関が障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、本市における調達方針及び具体的な数値目標を掲げ、これを公表するものです。発注の対象となるのは、（3）に記載しておりますとおり、優先調達推進法に規定する障がい者就労施設等となります。

資料26ページ下段をご覧ください。

今回、自立支援協議会においてご承認をいただきたい事項として、（8）調達目標につきまして、次ページの物品10件50万円及び役務30件550万円の計40件、600万円という目標数値についてご承認をお願いしたいと思います。

その根拠につきましましては、資料28ページをご覧ください。

ページ中段に令和6年度の目標値と令和5年度の目標値が記載されておりますが、令和5年度において目標額は達成されているものの、目標件数は未達成であり、令和6年度についても目標額は概ね達成見込みですが、目標件数の達成には至らない見込みとなっておりますことから、現状に即した目標数値とするため、令和7年度におきましては、目標金額については令和6年度と同額の600万円、目標件数を50件から40件へ変更したいと考えております。

なお、本市といたしましても、法の趣旨に鑑み今後におきましても取扱い品目の拡大及び調達件数の増加に向けて、関係部局と連携し、優先調達の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

（議長）

委員の皆様、ご質問等はありませんか。

（大西委員）

令和7年1月末時点で約535万円という実績になっていますが、2から3月にかけて実績が増加する見込みでしょうか。

（事務局：星川）

2から3月にかけて役務の委託料が発生する見込みですので、目標額の600万円に近い実績となるのではないかと予測しております。

(井原委員)

令和6年度より始まった入札参加資格における評点の加算はどうなっていますか。
また、P28の実績にその数値は含まれていますか。

(事務局：星川)

入札参加資格における評点の加算については、令和7年7月から反映されると担当課より伺っております。なお、入札参加資格については、現在申込中ではありますが、数社加算の対象となる見込みと伺っております。当該制度による効果があったものと認識しております。具体的な事業者の名称はお答えを控えさせていただきます。

また、P28の実績につきましては、公的な機関からの発注のみの数値となっておりますので、民間事業者による障がい者就労施設等からの調達に係る実績は含まれておりません。

(藤原委員)

共同受注窓口においては、評点の加算の対象となる10万円以上の発注が2事業所にあったと伺っております。

(井原委員)

来年度の目標額が今年度と同額の600万円となっておりますが、物価高騰等で契約金額変更の可能性があると思いますが、来年度実績の見込みに加味されていますか。

(事務局：星川)

来年度の実績に物価高騰の影響が反映される可能性は十分にあると考えておりますが、令和7年1月末実績を勘案すると600万円という目標が妥当と考えております。今後、令和7年度の状況を勘案したうえで令和8年度の目標に反映させていきたいと思っております。

(議長)

それでは、決議を行います。
賛成いただけるかたは挙手をお願いいたします。
《挙手》

(議長)

挙手全員により本件は可決されました。

(議長)

以上で議事を終了します。
本日の議事は全て終了致しましたので、進行を事務局にお返し致します。

3. その他

(事務局)

大西会長ありがとうございました。

続きまして、その他に移ります。本日はいくつかの報告事項があります。

2025年度四国中央市就職準備フェアについて

(藤原委員)

今年度も開催しました就職準備フェアについて、引き続き来年度の開催に向け開催要項をお示しさせていただきます。

障がい者就労をテーマに、企業での障がい者雇用の取り組みを紹介したり、障がいのある方が直接企業と関わる機会を通して、就労に必要なことを学んだりする場を提供することで、企業と障がいのある求職者の相互理解を深め、障がい者就労の向上を目指しております。

開催日については、しこちゅ〜ホールの予約が難しいため、事前に日程を決めさせていただきましたが、令和7年11月20日の予定としております。

内容につきましても今年度同様のものに加え、何か新しい企画ができないかと考えております。資料P30には組織図を添付しておりますのでご参照ください。

以上簡単ですが、次年度におきましても就職準備フェアを開催したいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

(原委員)

特別支援学校の生徒等においては、授業時間であってもWeb参加が可能ということでもWeb参加可能な体制の継続をお願いしたいと思います。

(藤原委員)

来年度においてもWeb参加と会場参加のハイブリッド形式で開催したいと考えておりますので、是非ご参加いただければと思います。

(大西会長)

質問ではないのですが、委員の皆様にご認識いただきたい点があります。

就職準備フェアで障がい者就労の推進に努められている一方で、福祉事業所等においては人材不足が課題として挙げられていますが、その要因の1つとして収入の低さがあるのではないのでしょうか。これの解消には国の構造的な改革も必要だと思います。物価高騰の影響も大きいのですが、そのような中であっても一生懸命努力されている事業所も多数あるということを知っていただきたいと思っております。

地域連携推進会議について

(事務局：星川)

生活福祉課の星川です。

それでは生活福祉課より地域連携推進会議についてご案内いたします。資料の31ページをご覧ください。当該資料は厚生労働省資料の抜粋となります。

地域連携推進会議につきましては、施設等と地域が連携し、①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③施設等やサービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護の4つの目的を達成するための会議体で、居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助において、令和7年度より設置が義務付けられることとなっております。

会議の構成員については、利用者やその家族、地域関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者が想定されており、その人数は概ね5名程度が望ましいとされております。

必ずしも市町村担当者の選出が必須とはされておりませんが、今後、市内の施設等において当該会議体の設置を検討されるにあたり、その構成員として市町村担当者の選出を依頼される際には、資料P32、33に厚生労働省が示している様式例を添付しておりますので、ご参照のうえ、生活福祉課までご提出いただければと思います。

令和8年度からのパレットの体制について

(事務局：河村)

発達支援課の河村です。P34をご覧ください。

発達支援課からは、令和8年度の子ども若者発達支援センターの体制についてご説明いたします。子ども若者発達支援センターの愛称はパレットと言いますので、これ以降はパレットと呼ばせていただきます。

図の左側が令和6年度、右側が令和8年度の体制を示したものです。令和8年度からの体制を説明する前に、現在のパレットの体制について説明いたします。

現在パレットは、3つの事業所が運営しております。

3つの事業所の、1つ目は子ども若者総合相談センターです。

子ども若者総合相談センターは、子ども・若者育成支援推進法に基づく相談機関で、39歳までの子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う相談機関です。

2つ目は、児童発達支援センターです。

児童発達支援センターは、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターで、未就学児に対し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する、児童発達支援事業所です。

3つ目は、東部子どもホームです。

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所で、学校就学中の方に対し、放課後や夏休みなどに、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供し、自立促進や放課後の居場所づくりを提供する放課後等デイサービス事業所です。

なお、パレットの他に、東部子どもホームの従たる事業所である西部子どもホームが

土居庁舎南側にある建物の土居こども館で事業を行っております。

また、発達支援課ではパレット以外に四国中央市太陽の家を所管しております。

太陽の家は、施設に入所している障がいのある方に、夜間や休日において入浴、排泄、食事の介助などを行う「障害者支援施設」と、18歳未満の知的障がい児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与する「障害児入所施設」、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う、「短期入所」を行っております。

昭和61年に建設された太陽の家は、施設の老朽化、土砂災害警戒区域からの移転やプライバシーの確保など、様々な課題を抱えていることから、令和3年度に「太陽の家施設更新方針」を作成し改善に努めております。

方針では、令和5年度から2年間の指定管理を行い、適正な運営ができていると評価された場合、令和7年度から障害者支援施設（成人）は民間へ移譲し、障害児入所施設（児童）は、引き続き直営で運営するためパレット敷地内へ新築移転を行うこととなっております。令和6年7月開催された評価委員会において、社会福祉法人えんわ（旧今人倶楽部）により適切な運営がなされているとの評価を得られたため、障害者支援施設（成人）は令和7年度の移譲に向けて、令和6年10月1日に同法人と基本協定を締結し、障害児入所施設（児童）は令和8年度からの供用開始を目指し準備をしております。

次に、令和8年度からのパレットの体制ですが、

四国中央市では、家族が世話をしている、あるいは介護している対象者と離れ、一時的に休息をとることにより心身疲労や共倒れなどを防止する「レスパイトケア」が不足していると言われております。「レスパイトケア」の手法として、「短期入所」や、障がい児の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を目的とするサービスである「日中一時支援」などがあります。

そこで、令和8年度に太陽の家がパレット敷地内へ新築移転することにより、太陽の家で行っている「短期入所」と、市内で不足している「日中一時支援」を新設することにより「レスパイトケア」を充実させていきます。それに伴い、現在パレットが運営している3つの事業所のうち、放課後等デイサービス事業所である「東部子どもホーム」は、居室の活用や人員配置などの関係のほか、民間事業者が増加していることから廃止いたします。ただし、市内の事業所が行っていない学齢期の個別療育については、「児童発達支援センター」において継続して実施いたします。

なお、土居こども館内にある「東部子どもホーム」の従たる事業所である「西部子どもホーム」は、令和7年度に休止し、令和8年度に廃止いたします。

今後もパレットが四国中央市における発達支援の中心的存在として努めてまいりますので、これからも皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

第9期四国中央市自立支援協議会 第4回会議 議事録

(山内委員)

障害児入所施設について、その対象となるのは知的障がい児に限られるのでしょうか。例えば身体障がいや発達障がい、精神障がいについてはいかがでしょうか。

(事務局：河村)

整備予定の障害児入所施設につきましては、福祉型となりますので、身体障がいや医療を要する方は入所対象とはなりません。なお、発達障がい等につきましては入所対象となります。

(山内委員)

障がいのない児童等の緊急一時避難場所としての活用も検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

最後になりますが、次回の第5回会議につきましては令和7年5月29日(木)19時から、市民交流棟2階会議室になりますので、よろしく願いいたします。

以上で、第4回会議を終了します。

【閉会にあたり、細川福祉部長より、委員各位へお礼の挨拶】

4. 閉会